

# 輸送リーダー

2012 July 7  
Vol. 189



31

## 日雇い派遣

### “日々・30日以内の派遣契約”は原則禁止に

このほど改正労働者派遣法が成立した。日々または30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣が原則禁止※となり、グループ企業内派遣割合は8割以下とすることなどが定められた。また、登録型派遣の在り方・製造業務派遣の在り方・特定労働者派遣事業の在り方が検討事項となった。さらに、派遣マージン率等の情報公開義務化・派遣契約解除時の新たな就業機会確保や休業手当等に要する費用負担等の措置の義務化などが盛り込まれた。違法派遣に対する対処としては、労働契約申し込み見なし制度を設立。派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合は、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなされることになった。輸送業界においては、倉庫や物流センター作業等における人員調整等への影響が考えられている。施行は公布のあった4月6日から6ヶ月以内の政令で定める日で、それまでの間に例外事項などの詳細が決められる予定。(労働契約申し込み見なし制度の施行日は、法の施行から3年経過後)

※適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務の場合、雇用機会の確保が特に困難な場合などは例外



30

## 業界羅針盤

経済産業省 物流分野も含め夏季の省エネルギー対策発表

燃料高騰 全ト協5月調査「全く転嫁できない」78%

国交省 燃料サーチャージ導入促進へ 来月(6月)から、各県で説明会

【各論73】

# マイカー通勤社員が会社に反則金を請求

—通勤途中と言うけれど—



公共交通機関の便が良くない経路での通勤には、マイカーを使用している社員も多く、事故や違反も増えています。原則として、通勤途中における事故の損害については社員本人に帰属し、交通違反などの反則金についても社員本人の責任と見なされます。しかし、通勤に利用するマイカーを業務にも使用している場合、通勤中に社員が起こした事故については会社にも損害賠償の責任があると見なされます。今回はマイカー通勤における事故と違反、そして社員への対応について考えたいと思います。

## ■ 事故を起こした場合の損害賠償

マイカーを通勤使用に限り認め、会社の業務に使用していない場合

この場合、通勤中に社員が起こした事故の損害については、基本的にその管理責任は社員本人にあります。つまり、運転している社員が事故を起こしても、原則として会社に損害賠償責任は生じません。ただし、マイカーを通勤のみに使用していた場合でも、マイカー通勤を会社が指示命令し、会社がガソリン代・任意保険料などの維持費や駐車代を負担している場合には、会社がマイカーに対する運行支配を及ぼし、運行利益を有するものと評価され、使用者責任(民法715条)や運行供用者責任

に基づく損害賠償責任(自動車損害賠償保障法3条)を負う場合も生じてきます。

### 【民法715条(使用者等の責任)】

- 1項 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りではない。
- 2項 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。
- 3項 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

### 【自動車損害賠償保障法3条(自動車損害賠償責任)】

自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を書したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りでない。

## マイカーの業務使用を認め、社員が過失により事故を起こした場合

この場合は、業務上の事故はもちろんのこと、通勤途中に起こした事故の損害についても、社員が損害賠償を負うだけでなく、会社も「使用者責任」または「運行供用者責任」に基づく損害賠償責任を負う場合があります。使用者責任とは、被用者が業務遂行上第三者へ与えた損害の賠償を使用者も負うことです。人身事故だけではなく物損事故にも適用されます。一方、運行供用者責任とは、人身事故で運行供用者(加害車両について運行支配および運行利益を有する者)に該当する場合、その運行により生じた人身事故について会社が損害賠償を負うことになるというものです。

## ■ 交通違反を起こした場合の反則金

### 通勤途中

交通違反の反則金は、駐車違反や速度超過など通常軽微な違反の場合に科せられるものです。マイカーで通勤中に社員が自ら起こした交通違反の反則金は、あくまで管理責任が社員本人にあると考えられ、会社側がその反則金の請求に応じる必要はないと考えられます。つまり、会社ではなく、社員本人の責任として反則金を支払うということになります。ただし、自動車保険や車検および免許証の有効期限が切れている状態など、社員にマイカー通勤させては危険という場合には、会社の管理責任を問われる可能性があります。

### 業務上

例えば駐車スペースがなく、やむを得ず積み卸しの際に駐車違反をしてしまったなど、本来は運転者である社員に支払い義務があるものの、「会社が駐車料金を支給しない」、「事前に会社が駐車違反の予防策を講じていない」など、状況に応じて社員へ全面的に責任を課すことが難しいと判断される場合もあり



一般社団法人 SRアップ21 (<http://www.srup21.or.jp>)

平成6年8月に設立、社会保険労務士(SR)による人事・労務管理の実務家集団で、北は北海道から南は沖縄まで全国的に活動。弁護士・税理士・行政書士など専門士業との関係強化を積極的に図り、企業のあらゆる相談や手続きをワンストップサービスでサポートしている。

◆職場でよくあるトラブルをドラマ仕立てにしたDVD「人事労務トラブル110番vol.4」販売開始。本誌読者割引あり。お申し込みは03-5799-4864へ。

ます。この場合には、会社が反則金を負担し、駐車違反をしない予防策や仕組みを作ることが求められるでしょう。ちなみに、反則金は反則を犯した者への制裁という意味合いを持っており、課税の公平性を図るため、反則金などを会社が支払った場合でも、税務上は経費としての処理が認められません。

## ■ マイカー通勤社員への対応

万が一社員が事故を起こした場合のことを考えて、「マイカー通勤管理規定」などを作成しておきましょう。この規定により、マイカーの使用については一定の基準を設け、審査後はじめて使用を認めるとともに、マイカー通勤者が通勤途中に起こした事故や違反について、損害賠償の有無を含めた対応や責任について定めるのです。

### 【マイカー通勤管理規定の主な記載事項】

- ①マイカー使用の許可申請
- ②マイカー使用の許可基準および許可の取消し
- ③届出事項(車、通勤経路の変更、事故および交通違反など)
- ④自動車保険(任意保険)への加入
- ⑤業務上使用の禁止
- ⑥安全運転の遵守事項
- ⑦通勤途中での事故および違反などへの対応
- ⑧事故、違反などの損害賠償および反則金
- ⑨会社の免責事項
- ⑩罰則

さらに、社員の安全と企業のリスクマネジメントの観点から、日常的に社員への安全指導により、交通ルール遵守、安全運転を徹底しておきましょう。いわずもがな、こうした取組みを通し「そもそも事故を起こさない」ことが問題を生じさせない一番の方法なのです。